

平成31年1月  
経済産業省

### 1. 法律案の趣旨

自然災害の頻発、経営者の高齢化等の近年における中小企業をめぐる環境の変化を踏まえ、中小企業の事業活動の継続に資するため、中小企業が単独で又は連携して行う事業継続力強化に対する支援、商工会又は商工会議所が市町村と共同して行う小規模事業者の事業継続力強化を図る事業に対する支援、遺留分に関する民法の特例の個人事業者への対象の拡大等の措置を講ずる。

### 2. 法律案の概要

#### (1) 中小企業等経営強化法の一部改正

- ① 経済産業大臣は、自然災害又は通信その他の事業活動の基盤における重大な障害の発生による事業活動への影響を軽減するために中小企業者が行うべき事前の防災・減災対策、関係者との連携及び協力等、中小企業者の事業継続力強化に関する基本方針を定めるものとする。

(略)

- ④ 社外の高度人材を活用して行おうとする新事業分野開拓に関する計画の認定制度を創設し、認定を受けた者が認定計画に従って社外の人材に付与するストックオプションの行使に係る課税の特例等の支援措置を講ずるものとする。

(略)

### 3. 施行期日

一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日。